

担当局・区	住之江区	審議会等の名称	住之江区区政会議
-------	------	---------	----------

現在員	24 人
指針の基準 (20人以内)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	地域の特性や実情に応じた意見を聴取するため、各地域活動協議会からの推薦委員 (14名) と、区政運営に対して広く意見を聴取するため、区内在住者だけでなく在勤・在学者も対象とした公募委員 (10名) で構成することにより、活発な意見交換を促し、区政に反映させるため。
女性数・女性比率	10 人 ・ 42%
指針の基準 (40%以上)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	地域実情を熟知し、知識・経験ともに長けた地域委員の推薦を依頼していることから、70歳超の方の推薦を妨げていないため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	・「70歳超」の基準については、地域推薦を依頼する際に、女性比率同様、年齢に偏りがないよう配慮します。

担当局・区	住吉区役所	審議会等の名称	住吉区区政会議
現在員	24 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」において、「区政会議の委員の定数は、10人以上50人以下の範囲内で区長が定める。」とされており、それに基づき定員24名と定めています。		
女性数・女性比率	8 人 ・ 33%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公募委員については9名中4名が女性で44%と基準を満たしていますが、地域団体等の役員を担っている割合は女性より男性が多く、推薦いただく方々も結果として男性が多くなり基準にはいたりませんでした。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域団体へは専門的な知識、経験等を有する方々の推薦を依頼しており、地域の実情を把握された方を推薦していただいた結果、基準にはいたりませんでした。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後も選任の都度、各団体に指針の趣旨を説明し、改善に向けた協力が得られるよう努めていくとともに、公募委員の選考においても、指針の基準を満たすよう努めます。		

担当局・区	住吉区役所	審議会等の名称	住吉区子ども教育専門会議
現在員	10 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	5 人 ・ 50%		
指針の基準 (40%以上)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>住吉区子ども教育専門会議は、区長が住吉区の子ども教育分野に関して、重点的に取り組む課題等について、意見を求める場であることから、子ども教育分野についてさまざまな経験・実績をもつ地域住民等に幅広く参加してもらう必要があります。具体的には、次の者を同会議の委員としています。</p> <p>①区長が指定する地域団体より推薦された者  ②区長が選定する子ども教育分野に精通した者  ③委員として公募で選定された者</p> <p>在任4年を超える委員については、児童福祉分野の専門知識を有しておられます。また、地域住民等と連携・協力した活動にも取り組まれていることから、本会議を開催するうえで必要不可欠な人材であるため委員として選任しています。</p>		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>住吉区子ども教育専門会議は、区長が住吉区の子ども教育分野に関して、重点的に取り組む課題等について、意見を求める場であることから、子ども教育分野についてさまざまな経験・実績をもつ地域住民等に幅広く参加してもらう必要があります。具体的には、次の者を同会議の委員としています。</p> <p>①区長が指定する地域団体より推薦された者  ②区長が選定する子ども教育分野に精通した者  ③委員として公募で選定された者</p> <p>在任4年を超える委員については、児童福祉分野の専門知識を有しておられます。また、地域住民等と連携・協力した活動にも取り組まれていることから、本会議を開催するうえで必要不可欠な人材であるため委員として選任しています。</p>		
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>住吉区子ども教育専門会議は、区長が住吉区の子ども教育分野に関して、重点的に取り組む課題等について、意見を求める場であることから、子ども教育分野についてさまざまな経験・実績をもつ地域住民等に幅広く参加してもらう必要があります。具体的には、次の者を同会議の委員としています。</p> <p>①区長が指定する地域団体より推薦された者  ②区長が選定する子ども教育分野に精通した者  ③委員として公募で選定された者</p> <p>70歳を超える高齢委員については、長年保育業務の現場に関わっており、また現在は住吉区内で子育て広場や子ども食堂を運営するなど、保護者や地域住民等が連携・協力した活動に取り組まれていることから、子ども教育分野に関する経験・実績があり、本会議を開催するうえで必要不可欠な人材であるため委員として選任しています。</p>		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>今後の見直し計画については、改選時に指針に沿った委員を選定するよう努めます。</p>		

担当局・区	住吉区	審議会等の名称	住吉区地域福祉専門会議
現在員	12 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 33%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当審議会の目的に密接に関わりのある代表者を選任する必要があるため。		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当審議会の目的に密接に関わりのある代表者を選任する必要があるため。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当審議会の目的に密接に関わりのある代表者を選任する必要があるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	当審議会の目的に密接に関わりのある代表者を選任する必要がありましたので、女性を採用することができませんでしたが、次の改選時には、女性を確保すべく依頼等を行う予定です。		

担当局・区	住吉区役所	審議会等の名称	住吉区防災専門会議
-------	-------	---------	-----------

現在員	8 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 25%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	これまでの住吉区における防災の取組みに精通する委員に引き続き意見を聴取する必要があるため
在任4年超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	これまでの住吉区における防災の取組みに精通する委員に引き続き意見を聴取する必要があるため
再任2回以上	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	これまでの住吉区における防災の取組みに精通する委員に引き続き意見を聴取する必要があるため
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	平成31年10月に委員を改選するため、その際に各基準を満たすよう検討し委嘱する。

担当局・区	東住吉区	審議会等の名称	東住吉区区政会議
-------	------	---------	----------

現在員	18 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	8 人 ・ 44%
指針の基準 (40%以上)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	平成29年10月1日改選時に、推薦元の地域団体の代表者に70歳超の方を推薦いただいたため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	地域団体から推薦を頂くときには、指針の基準を満たすように取り組みます。

担当局・区	平野区役所	審議会等の名称	平野区区政会議
現在員	28 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則による。		
女性数・女性比率	11 人 ・ 39%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	区政会議の目的に密接に関連する団体の代表者等を選任する必要があるが、その代表者等に女性が少ないため。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	区政会議の目的に密接に関連する団体の代表者等を選任する必要があるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次回の改選時には「審議会等の設置及び運営に関する指針」の基準を考慮のうえ検討する。		

担当局・区	西成区役所	審議会等の名称	西成区区政会議
-------	-------	---------	---------

現在員	28 人
指針の基準 (20人以内)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則に基づき、西成区区政会議運営要綱において委員の定数を28人と定めているため。
女性数・女性比率	7 人 ・ 25%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	地域団体から推薦を受けた者を委員として選任しているため。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	地域団体から推薦を受けた者を委員として選任しているため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>次期改選時には、地域団体に対して、審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を説明し、指針の基準を満たす者を推薦していただくよう働きかけを行う。</p> <p>また、公募委員についても、積極的に女性に応募していただくよう募集要項等に記載し、募集を行う。</p>

担当局・区	西成区役所	審議会等の名称	あいりん地域まちづくり会議
現在員	37 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	あいりん地域では、多様な意見を持った団体等が多数存在して、それぞれの利害や主張が複雑に入り乱れており、「町会」「労働団体」などとカテゴライズして代表者を選出し、委員の数を圧縮することができないため。		
女性数・女性比率	4 人 ・ 11%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	あいりん地域は、住民の男性比率が80%を超えており、地域における女性の代表者を探すことが困難であるほか、労働市場や福祉支援のまちとしての色彩が強く、男性比率が高くなっているため。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	13 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	長年にわたり労働者や野宿生活者に対する支援や地域町会等の活動に従事してきた委員が多く、これに代わる委員の選任ができる状況にないため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	各団体等に対して、現在の代表者等に代わる若年層を委員に充てていただくように要望していきます。 また、今後のあいりん地域のまちづくりに関する議論の進捗を踏まえ、利害関係が縮小ないし失われる団体等については、会議への関与の方法について検討をいただいております。		

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市建設事業評価有識者会議
現在員	6 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 33%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	工学系に関する女性の有識者については非常に数が少なく、また、大阪弁護士会に女性の弁護士の紹介を依頼したものの女性弁護士を紹介いただけなかったため、女性登用率を満たすことができなかった。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	指針の重要性については十分認識しているところであり、委員の任期満了後の女性委員の登用については、指針の基準を満たすよう最大限務める。		

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市大規模事業リスク管理会議
-------	-------	---------	-----------------

現在員	7 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 14%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	外部委員の選定にあたっては、本市や他の自治体での経験から行政分野を熟知していること等を考慮したうえで選定したことや、内部委員の特別職に女性がいないことから、結果的に女性登用率を満たすことができなかった。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	過去の本市事業においてリスクマネジメントの欠如等が指摘されたことを受け、本市のトップマネジメントの拡充によるリスク管理の強化を図るため、外部有識者の客観的・専門的意見を直接聴取する必要があることから、市長及び財務リスクの管理を所管する所属を担任する副市長並びに大規模事業を所管する所属を担任する副市長の3名の特別職が委員となっている。
今後の見直し方針	指針の重要性については十分認識しているところであり、委員の任期満了後の女性委員の登用については、指針の基準を満たすよう最大限務める。

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市PFI事業検討会議
現在員	5 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 60%		
指針の基準 (40%以上)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	任期期間内で事業検討が完結しなかったが、継続案件であることから引続き専門的な知識経験を有する外部委員を選任したため。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	任期期間内で事業検討が完結するよう努めてまいります。		

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市特定団体経営監視会議
現在員	5 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 40%		
指針の基準 (40%以上)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	市会附帯決議において、専門家を交えた、市長、副市長を構成員とする債権監視委員会（現 特定団体経営監視会議）を設置することを求められているため		
今後の見直し方針	なし		

担当局・区	人事室	審議会等の名称	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会
-------	-----	---------	------------------------------------

現在員	4 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 25%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	弁護士及び臨床心理士の委員について、女性の推薦を得られるよう関係機関に推薦依頼をしたが、女性の推薦がなかったため。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	委員の改選にあたっては、今後も引き続き、なるべく女性委員を推薦いただけるよう依頼を行う予定である。

担当局・区	人事室	審議会等の名称	大阪市人事監察委員会
-------	-----	---------	------------

現在員	9 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 33%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	3部会での運営を行っており、各部会3名のうち1名の女性委員に就任いただいておりますが、人選については部会ごとの委員構成を考慮し検討することからそれぞれ母数が少なくなってしまう、基準を満たすことが困難であるため。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	職員の再就職規制に関する制度立ち上げ時期に在籍した委員が順次任期満了を迎え、当時の経過に精通している委員がいなくなってしまうため。
再任2回以上	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	職員の再就職規制に関する制度立ち上げ時期に在籍した委員が順次任期満了を迎え、当時の経過に精通している委員がいなくなってしまうため。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	長期の委嘱に関しては他の委員の動向、女性比率についても各部会の委員構成を踏まえつつ人選について十分留意してまいります。

担当局・区	人事室	審議会等の名称	大阪市非常勤職員公務災害等補償審査会
-------	-----	---------	--------------------

現在員	3 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審査会については、常勤職員の公務災害等補償の実施に係る支部審査会との均衡を図る必要があることから、本審査会の委員については、支部審査会の委員3名（いずれも男性）のうち2名を選任している。 なお、女性登用推進の観点から女性1名を本審査会の委員としている。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	本審査会の委員については、引き続き支部審査会の委員との均衡を図りつつ、女性の登用を図っていく。

担当局・区	危機管理室	審議会等の名称	大阪市国民保護協議会
現在員	30 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	様々な立場の機関からの意見を聴取し、国民保護計画に反映する必要があるため。条例により40名以下とされている。		
女性数・女性比率	3 人 ・ 10%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市国民保護協議会条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市国民保護協議会条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
再任2回以上	11 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市国民保護協議会条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	国民保護法第40条において、市町村職員を委員として組織することとされている。 また、本市域に係る国民保護事案対策、計画に関して、本市内で処理すべき事務等について定めるた。		
今後の見直し方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体について 「審議会等設置及び運営に関する指針」に示す兼職数、在職数等について十分に説明したうえで依頼し、大阪市国民保護協議会の運営にふさわしい方、新たな立場の者の推薦を依頼している。</li> <li>●女性の登用率について 指定地方行政機関、市、自衛隊、都道府県、指定公共機関の委員については、法に規定された役職であり、各機関から局長級の方及び責任のある立場の役職の方を委員として推薦を得たものであるが、各機関に対し登用目的が達成できるよう各機関に対し理解を求めている。</li> <li>●本市職員について 本市の職員5名の委員については、法に規定された役職(国民保護法第40条第4項第4号、第5号、第6号)です。</li> </ul>		

担当局・区	危機管理室	審議会等の名称	大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議
現在員	7 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 14%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新型インフルエンザ等の感染症に関して専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため各関係団体に選任を依頼したところ、委員という責務上一定の役職の者が選任されたことから、結果として基準を満たさない状態となっている。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新型インフルエンザ等の感染症に関して専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため各関係団体に選任を依頼したところ、委員という責務上一定の役職の者が選任されたことから、結果として基準を満たさない状態となっている。		
在任4年超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新型インフルエンザ等の感染症に関して専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため各関係団体に選任を依頼したところ、委員という責務上一定の役職の者が選任されたことから、結果として基準を満たさない状態となっている。		
再任2回以上	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新型インフルエンザ等の感染症に関して専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため各関係団体に選任を依頼したところ、委員という責務上一定の役職の者が選任されたことから、結果として基準を満たさない状態となっている。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後については、関連団体等に対し、指針の趣旨を十分に説明し、推薦にあたって検討いただくなど、改善を図っていく。		

担当局・区	危機管理室	審議会等の名称	大阪市防災会議
現在員	88 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	災害対策基本法に基づき大阪市防災会議条例で委員構成を定めているため		
女性数・女性比率	15 人 ・ 17%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
在任4年超	14 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
再任2回以上	38 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
70歳超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・東日本大震災を踏まえた災害対策の検討及び大阪市地域防災計画改訂を行うにあたり、自主防災組織を構成する者や学識経験がある者の参画を得るため		
本市職員	53 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・東日本大震災を踏まえた災害対策の検討及び大阪市地域防災計画改訂を行うにあたり、本市の防災体制を強化するため		
今後の見直し方針	・委員定数90名以内で男女共同参画の視点から女性の人権や生活が守られ、安心できる災害対策の検討及び大阪市地域防災計画改訂を行うにあたり、女性の視点が十分に発揮・活躍できる環境整備への取組みを整える。		

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪府市公立大学法人大阪評価委員会
現在員	7 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 29%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新設合併により消滅する公立大学法人大阪府立大学と公立大学法人大阪市立大学における評価委員会の委員の中から選任したため。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次回の改選時には女性を選任できるよう大阪府と協議する予定です。		